

29 監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年2月2日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月9日

福岡市監査委員	森	英	鷹
同	国	分	徳彦
同	齋	田	雅夫
同	篠	原	俊

1 監査報告と措置の件数

28 監査公表第9号（平成28年5月26日付 福岡市公報第6303号(別冊2) 公表) 分
（工事を実施する事業の計画から設計までの業務委託について） …… 3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

28 監査公表第9号（平成28年5月26日付 福岡市公報第6303号(別冊2) 公表) 分
（行政監査）
（工事）

1 工事を実施する事業の計画から設計までの業務委託について （監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

監査の結果	市の見解
<p>1 事業の的確な進行管理</p> <p>計画策定から実施設計、そして工事の施行と事業を進めていく中で、その各段階で調査すべき項目や決定すべき事項及び解決すべき課題について、その処理が十分ではなかったことなどから、業務委託の成果に反映できていないことが散見された。</p> <p>このことは、業務委託結果の修正や追加業務委託の発生、また、工事中に設計変更が生じる要因にもなることから、適切な時期での業務委託等の発注や事業の効率的な推進を図るとともに、技術職員の人材育成</p>	<p>事業の的確な進行管理については、これまで職員の技術力向上を目的とした技術職研修の中でも、その重要性について触れているところであるが、改めて的確な進行管理に努めるよう平成29年2月2日付で各所属長に通知し、周知徹底を図った。</p> <p>今後、当該監査結果などを参考として事例を研修内容に盛り込むなど研修材料の充実を図るとともに、研修を通じて情報共有を図っていくことで、さらに事業の的確な進行管理に努めていく。</p>

<p>にも資するため、当初の計画段階から事業に必要な調査項目や整理すべき事項及び課題の解決時期などを整理し、職員間の情報共有を含めた確かな進行管理が行えるようチェックリストや管理表等を作成し活用するなどの方策を講じられたい。</p>	
<p>2 関連する事業との連携</p> <p>お互いが密接に関連する事業については、一方の事業進捗状況により他方の事業に変更が生じ、計画からの見直しが必要となる恐れがある。</p> <p>このため、お互いの計画段階で影響する事業等の情報収集に努め、総合的な調整のための体制づくりを行うなど関連する事業間で連携を図る方策を講じられたい。</p>	<p>関連する事業との連携については、これまで職員の技術力向上を目的とした技術職研修の中でも、その重要性について触れているところであるが、改めて事業間の連携に努めるよう平成29年2月2日付で各所属長に通知し、周知徹底を図った。</p> <p>今後、当該監査結果などを参考として事例を研修内容に盛り込むなど研修材料の充実を図るとともに、研修を通じて情報共有を図っていくことで、さらに事業間の連携に努めていく。</p>
<p>3 委託成果品の適正な保管</p> <p>総合的に実施設計が必要な事業や長期にわたる事業において工事を段階的に発注する場合など、その委託の成果品は将来的にも活用すべきものであることから、委託の成果品の情報の共有を図るとともに組織変更や人事異動等による成果品の紛失などの不測の事態が生じないよう台帳等の整備や保管場所の指定等の方策を講じられたい。</p>	<p>委託成果品の適正な保管については、改めて委託成果品の適正な保管に努めるよう平成29年2月2日付で各所属長に通知し、周知徹底を図った。</p>